

国公立高校生等教育給付金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国が県に交付する高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金及び専攻科の生徒への奨学のための給付金）により、国公立の高等学校等に在学する高校生等がいる低所得世帯に対して、授業料以外の教育に必要な経費を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等並びに高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）第2条に規定する高等学校等専攻科（以下、「専攻科」という。）のうち、岡山県立学校、私立学校及び特別支援学校の高等部を除くものをいう。
- (2) 高校生等 前号に定める高等学校等に在学する生徒（聴講生及び科目履修生を除く。）をいう。
- (3) 保護者等 法第3条第2項第3号に規定する保護者等及び専攻科に在学する生徒の生計維持者をいう。

(支給対象者)

第3条 岡山県は、高校生等の保護者等であって、当該年度の7月1日（7月2日以降に入学する場合は入学日、新入生において、4月から6月分に相当する額の前倒し支給（以下「前倒し支給」という。）を希望する場合、4月から6月相当額の申請に係るものは当該年度の4月1日、7月から翌年3月相当額の申請に係るものは当該年度の7月1日、家計急変による経済的理由から保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる者（生活保護受給世帯（生業扶助が行われている世帯）を除く。以下「家計急変世帯」という。）について、7月2日以降の家計急変による申請の場合は、申請のあった翌月（申請のあった日が月の初めである場合は、申請のあった月）の1日。以下「基準日」という。）において、別表に定める区分に属し、かつ、次の各号の全てに該当する者に対し、予算の範囲内において国公立高校生等教育給付金（以下「教育給付金」という。）を交付するものとする。

- (1) 法第3条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科

学大臣決定) 第 3 条に規定する支給対象者又は高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援) 交付要綱(令和 2 年 4 月 1 日 文部科学大臣決定) 第 3 条に規定する専攻科支援金の補助要件を満たす者。

(2) 保護者等が岡山県の区域内に住所を有している高校生等

(3) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(令和 5 年 5 月 10 日こ支家第 47 号)」に基づき、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設に入所している高校生等は除く。)が措置されていない高校生等。

2 前項第 1 号の規定に関わらず、法第 3 条第 2 項第 3 号に該当する場合であっても、家計急変世帯に該当する場合は、当該高校生等を算定の基礎とする教育給付金を支給する。

3 前項の規定による家計急変世帯に該当するかどうかの判断は、別記によるものとする。

4 前各項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該高校生等を算定の基礎とする教育給付金を支給しない。

(1) 当該年度において、既に 1 人の高校生等につき岡山県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)その他の都道府県等から、高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金) 交付要綱(平成 26 年 4 月 1 日 文部科学大臣決定) 又は高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金) 交付要綱(令和 2 年 4 月 1 日 文部科学大臣決定) に基づく給付金の支給を受けている場合。

(2) 既に 1 人の高校生等につき通算 3 回(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は 4 回、専攻科に通う高校生等は通算 2 回)の支給を受けている場合。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の支給対象者については、この回数に 1 回(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大 2 回)を加える。

(3) 家計急変世帯において、申請後、支給決定までに家計急変の状況が解消された場合。

(4) 基準日現在、休学している高校生等が、年度内の全ての期間について休学許可を受けている場合その他授業料以外の教育に必要な経費を負担していると認められない場合。

(教育給付金の支給額等)

第 4 条 給付金の支給額は、別表に定めるところによる。

(受給申請)

第 5 条 教育給付金の支給を受けようとする者は、受給申請書(様式 1(家計急変世帯にあつては様式 1 の 1))に、次に掲げる書類を添えて、岡山県が別途定める日(家計急変世帯にあつて 7 月以降の家計急変による申請の場合は随時)までに、学校設置者又は学校長(高校生等が複数いる世帯はそれぞれの高校生等が在籍する学校設置者又は学校長。以下「学校設置者等」という。)を通じて岡山県に提出しなければならない。ただし、学校設置者等の

判断により、高等学校等就学支援金の申請と重複する書類又は認定結果を用いることで、提出する書類を省略することができるものとする。

(1) 生活保護受給世帯（生業扶助が行われている世帯）の場合

ア 基準日現在の生業扶助の措置状況が分かる証明書又は高校生等本人の個人番号カードの写し等

イ その他学校長が必要と認める書類

(2) 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の場合（次号及び第4号の場合を除く。）

ア 保護者等全員の個人番号カードの写し等又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が分かる書類

イ その他学校長が必要と認める書類

(3) 前号の世帯に扶養されている通信制及び専攻科以外の高等学校等に通う高校生（第3条第1項各号の全てに該当する者に限る。）以外に15歳（中学生を除く。）

以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の場合

ア 保護者等全員の個人番号カードの写し等又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が分かる書類

イ 高校生等（第3条第1項各号の全てに該当する者に限る。）以外に、基準日の年齢が15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいることが確認できる書類

ウ その他学校長が必要と認める書類

(4) 生活保護受給世帯及び保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に扶養されている専攻科に通う高校生等がいる場合

ア 生活保護受給証明書又は保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が分かる書類

イ その他学校長が必要と認める書類

(5) 家計急変世帯に扶養されている高校生等がいる場合

ア 家計急変の発生事由を証明する書類

イ 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類

ウ 保護者等の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類

エ その他学校長が必要と認める書類

2 学校長は生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護受給の有無、道府県民税及び市町村民税の課税状況、その他給付金の支給を行うために必要があると認める場合、保護者等の同意に基づき、各市町村及びその他関係機関に確認することができる。

3 岡山県外の高等学校等に通う高校生等に係る教育給付金にあつては、前項の規定にかか

ならず、直接岡山県に受給申請書の提出（以下「直接申請」という。）をすることができる。なお、この場合は前項に定める書類のほかに、在学証明書その他別に定める書類を添えて、提出しなければならない。

（支給の決定）

第6条 学校設置者等は、前条第1項の規定による受給申請書の提出があったときは、速やかに受給申請者一覧（様式2）を作成し、岡山県に提出しなければならない。

2 岡山県は、前項の規定による受給申請者一覧又は前条第3項の規定による受給申請書の提出があったときは、速やかに審査の上、支給又は不支給を決定し、学校設置者等又は直接申請した者に通知するものとする。

3 学校設置者等は、岡山県から前項の通知を受けたときは、支給決定通知書（様式3）又は不支給決定通知書（様式4）により保護者等に通知するものとする。

（支給の方法）

第7条 支給の回数は、1人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回、専攻科に通う生徒は年1回、通算2回。高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる高校生等は、更に1回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大2回まで）を上限とする。

なお、前倒し支給については、年1回の支給を4月か6月相当額と7月から翌年3月相当額に分割して支給するものとする。

2 岡山県は、学校設置者等に対して教育給付金を交付することができる。ただし、学校長に対して交付する場合は、保護者等から委任状（様式5）の提出を受けるものとする。

3 前項の規定により交付を受けた学校設置者等は、学校設置者等が定める時期に、保護者等に対して教育給付金を支給しなければならない。

4 学校設置者等は、保護者等から委任を受けた場合には、教育給付金を代理受領し、保護者等が負担する授業料以外の教育費とを相殺することができる。

5 学校設置者等は、前項の規定により相殺したときは、相殺した金額その他必要な事項を書面により保護者等に通知しなければならない。

（支給決定の取消）

第8条 岡山県は、保護者等が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、支給決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により決定を受けたとき

(2) 教育給付金の交付を辞退したとき

2 岡山県は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に相当する教育

給付金が給付されているときは、期限を付して当該教育給付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(プライバシーへの配慮)

第9条 学校設置者等は、教育給付金に関する事務にあたっては、生徒及び保護者のプライバシーに十分配慮するものとする。

2 前項のプライバシーに配慮した事務処理を例示すると、次のとおりである。

- 一 提出は封をした封筒で行う。
- 二 受付を事務室など他の生徒の目に触れにくいところで行う。
- 三 提出を学校への郵送で受け付ける。
- 四 申請書等の管理は施錠がかかる場所で行う。
- 五 情報漏洩防止のためアクセス制限をかけるなど電子システム上の工夫を行う。

(状況報告)

第10条 学校設置者等及び直接申請をした支給決定者は、岡山県から教育給付金に関し要求があったときは、その状況を速やかに報告しなければならない。

(教育給付金の経理)

第11条 学校設置者等は、教育給付金について個人別支給台帳(様式6)その他その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに、完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

(高校生等の範囲)

2 第2条第1項の高校生等は、第1学年に入学した者(単位制の場合は、学校長が第1学年相当であると判断した者)とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

(高校生等の範囲)

2 改正後の要綱第2条第1項の高校生等は、平成26年4月1日以降入学した者（単位制の場合は、学校長が修得単位数により給付対象となる学年相当であると判断した者）とする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月7日から施行する。

（高校生等の範囲）

2 改正後の要綱第3条第1項の新入生は、令和2年4月1日以降に入学した者とする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年6月5日から施行する。

ただし、別表6のオンライン学習通信費については、令和2年度限りの時限的措置とする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年2月26日から施行する。

ただし、別表の上乗せ支給については、令和2年度限りの時限的措置とする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月21日から施行する。